

2020年10月号

(2020年10月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

最低賃金の決定、基本手当の給付制限期間短縮、複数事業労働者向けの労災保険

新型コロナウイルスの影響により目安額が示されなかった最低賃金が決定しましたので、下記にてご確認をお願いします。また、雇用保険の業務取扱要領の改正、労災保険の法改正のご連絡となります。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆令和2年度 最低賃金の決定

令和2年度の地域別最低賃金は、7都道府県(北海道、東京都、静岡県、京都府、大阪府、広島県、山口県)は改定せず据置きとなりました。その他の都道府県は1~3円の引上げ改定となりました。詳細は下記よりご確認ください。

令和2年度 地域別最低賃金：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/>



◆雇用保険 給付制限期間の短縮

正当な理由なく自己都合退職した場合、待期間(7日間)満了後、給付制限期間として3か月間は、基本手当(いわゆる失業手当)は支給されませんでした。しかし、業務取扱要領の改正により、令和2年10月1日以降の離職者については、給付制限期間が2か月間に短縮されます。ただし、給付制限期間が5年間のうち2回(令和2年9月30日以前の自己都合による離職回数は含まない)までの離職になりますので、これにあたらない場合は、従来どおり3か月間になることにご注意ください。

◆複数事業労働者向けの労災保険

労災保険は、労働者が業務上、通勤上でケガや病気等になった時、死亡した時に、治療費や休業補償等を行う保険給付制度です。今回の法改正は、複数の会社で就業している労働者(複数事業労働者。被災した時点で事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者で労災保険に特別加入している者も含む)が対象となります。

法改正①：複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します(これまでは、災害発生就業先での賃金額のみ保険給付の基礎でした)。

法改正②：1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられます。

また、1つの事業場のみの業務上の負荷(労働時間やストレス等)を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断します。これにより労災認定されるときには、「複数業務要因災害(傷病等は脳・心臓疾患や精神障害など)」を支給事由とする各種保険給付が支給されます。

今回の法改正については、各事業場の業務災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減させるメリット制には影響しません。業務災害が発生した事業場の賃金に相当する保険給付額のみがメリット制に影響します。本改正は、令和2年9月1日から施行されております。

パンフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

